

お お ぶ し じん けん そん ちよう だれ ひと り と の こ すい しん じよう れい 大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例

人権は、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。世界人権宣言では、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とされ、全ての人は、権利と自由とを享有できることを謳っています。また、近年、国際社会においては、誰一人取り残すことなく全ての人の人権を実現するための「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、企業活動における人権尊重の指針である「ビジネスと人権に関する指導原則」が策定されるなど、社会経済活動における人権の尊重が求められています。

本市では、これまで、性別にかかわらず誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現を目指し、おおぶ男女共同参画推進条例を制定したほか、大府市いじめの防止等に関する条例の制定、大府市高齢者・障がい者虐待防止センターの設置、全国に先駆けて制定した大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例、大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例、大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例及び大府市犯罪被害者等支援条例の制定等を通じて、女性、子ども、高齢者、障がい者、犯罪被害者等の権利を守るための取組を市民と一体となって推進してきました。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発し、新型コロナウイルス感染症にかかっていることや予防接種を受けていないことを理由とした不当な差別が社会的な問題となっていたことを受け、大府市感染症対策条例に差別的取扱いを禁止する文言を明記し、いち早く市民に対し人権尊重の強いメッセージを発信しました。

しかしながら、今もなお、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条その他の事由による様々な差別や偏見は存在し、差別意識や偏見に基づく言動が多くの人々を傷つけ、私たちの安心安全な暮らしを脅かしています。最近では、インターネット上での悪質な書込みや誤った情報の流布による人権侵害、ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちの存在など、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいます。

人権侵害は、一人ひとりが異なる個性を持つことに対する無理解と無関心を原因として起こっており、私たちの誰もが、無意識的に又は間接的にその当事者となる可能性があります。私たち大府市民は、「人権侵害を許さない」という強い決意の下、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって、誰一人取り残さない、誰もが住み続けたいまちの実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、人権を尊重したまちづくりについて、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する施策を総合的に推進し、もって人権を尊重した誰一人取り残さないまちを実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくりは、次に掲げる基本理念にのっとり推進するものとする。

- （1）一人ひとりを個人として尊重すること。
- （2）異なる個性を尊重し、多様性を認め合うこと。
- （3）全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。

（人権侵害行為の禁止）

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、

信条その他の事由による差別、いじめ、虐待、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為（第5条第1項において「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

（市の責務）

第4条 市は、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、人権に関する施策の実施に当たっては、人権擁護委員並びに国、県その他の関係機関及び関係団体（第7条第1項において「関係機関等」という。）との緊密な連携を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、人権侵害行為に関し、誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを認識し、人権に関する理解を深めるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、人権に関する理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（相談及び救済）

第7条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に人権に関する相談ができ、適切な救済が受けられるよう、関係機関等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、人権に関する相談に対し、相談者の気持ちに寄り添って対応し、必要の都度、関係機関につなぎ、救済に努めるものとする。

（教育及び啓発）

第8条 市は、人権を尊重し、多様性を認め合う風土を醸成するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を保育園、小中学校その他子どもが活動する場等において推進するものとする。

（大府市人権施策推進アドバイザー）

第9条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、人権に関する課題の種類に応じ、大府市人権施策推進アドバイザー（次項において「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、人権に関する施策の推進に関し必要な調査及び助言を行う。

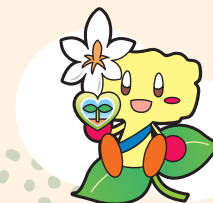
（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

ひとり なや
一人で悩まず、
そう だん
相談しよう！



たようせい みと あ じんけん そんちよう だれひと り と の こ じつげん
多様性を認め合い、人権を尊重した誰一人取り残さないまちの実現へ

お お ぶ し じん けん そん ちよう

大府市人権を尊重した

だれ ひと り と の こ

誰一人取り残さないまちづくり推進条例

すい しん じよう れい



じよう れい せい てい はい けい

条例制定の背景

インターネット上の誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした差別、ヤングケアラーや性的少数者の問題、企業活動における人権尊重意識の高まりなど、近年、人権を取り巻く環境が大きく変化しています。市は、これまでも女性、子ども、高齢者、障がい者、犯罪被害者など、個々の人権に関する課題に応じ、それぞれ条例を制定するとともに、様々な取組を推進してきました。今回、市としての人権尊重に関する基本的な考え方を市民と共有し、人権尊重の強いメッセージを発信するため、条例を制定することにしました。

じよう れい い ち づ

条例の位置付け

この条例は、これまで市が制定した様々な方の権利を守るための各種条例の上位に位置付け、かつ、梁となる、市の人権尊重に関する基本的な考え方を示すものとしします。

発行

令和5年5月

大府市 福祉部 地域福祉課

〒474-8701 大府市中央町五丁目70番地

TEL 0562-47-2111（代表）



目的(第1条)

人権に関する施策を総合的に推進し、もって人権を尊重した誰一人取り残さないまちを実現すること。

基本理念(第2条)

次の基本理念にのっとり、人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくりを推進します。

基本理念①

ひとり一人ひとりを個人として尊重すること。

基本理念②

異なる個性を尊重し、多様性を認め合うこと。

基本理念③

全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。

人権侵害行為の禁止(第3条)

あらゆる場所や場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条などを理由とした差別、いじめ、虐待、セクハラ、パワハラ、DV、プライバシーの侵害などの行為は、人権を侵害する行為として禁止されます。

Point

何が人権侵害行為に該当するかは、時代とともに変わるものでもあることから、社会情勢を踏まえて慎重に議論する必要があります。

なお、この規定は、罰則を課したり、行為者を非難するためではなく、行動規範・理念として人権侵害行為をしてはならないという市としての姿勢を明確にするものです。

市の責務(第4条)

この条例で定める人権尊重に関する基本的な考え方をもとに、行政運営を行います。

人権擁護委員をはじめ、国、県その他の関係機関や関係団体と緊密な連携を図ります。

市民の責務(第5条)

誰もが人権侵害行為の被害者にも加害者にもなり得ることを認識し、人権に関する理解を深めるよう努めます。

市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めます。

事業者の責務(第6条)

人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の視点に立って事業活動を行うよう努めます。

市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めます。

市の取組

①相談・救済(第7条)

市は、市民一人ひとりが安心して気軽に人権に関する相談ができ、適切な救済が受けられるよう、関係機関などと連携し、必要な措置を講じます。
市は、人権に関する相談に対し、相談者の気持ちに寄り添って対応し、必要の都度、関係機関につなぎ、救済に努めます。

取組 各種相談窓口の設置

差別、いじめなど人権に関する問題について、人権擁護委員が相談に応じる専門窓口を開設しています。女性、高齢者、障がい者などに対する虐待や成年後見制度に関する相談についても専門機関や担当課で応じます。

取組 子どもの人権相談

市内小中学校で実施するセルフディフェンス講座の中で、SOSミニレターの配布、LINE相談や電話相談など、多様な相談ツールを紹介し、一人で悩まないように呼びかけています。



②教育・啓発(第8条)

市は、人権を尊重し、多様性を認め合う風土を醸成するために必要な教育及び啓発を行います。
市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を保育園、小中学校その他子どもが活動する場などにおいて推進します。

取組 人権擁護委員による啓発活動

人権擁護委員が学校などを訪問し、DVDなどを使って人権の大切さについて伝える人権教室や市内店舗などにおける街頭啓発活動を実施しています。

取組 子どもへの教育・啓発の推進

各学校において、子どもたちの人権意識を高め、差別的な見方や考え方の根絶と思いやる心を育てるための人権教育を推進しています。毎年12月の人権週間には、中学生を一日人権擁護委員として委嘱し、啓発活動に取り組んでいます。



③大府市人権施策推進アドバイザー(第9条)

市は、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者など、人権に関する課題の種類に応じて、大府市人権施策推進アドバイザーを置くことができます。アドバイザーは、市民からの相談に直接応じるのではなく、市の実施する人権に関する施策の推進に関し必要な調査及び助言を行います。